

平成 21 年 6 月 20 日現在

研究種目：若手研究(スタートアップ)
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19830091
 研究課題名(和文) アメリカ合衆国の自治体・学区における「学校評価システム」の調査・研究

研究課題名(英文)
 School Evaluating System in Local districts of the United States

研究代表者
 成松 美枝(NARIMATSU MIE)
 愛知東邦大学・人間学部・講師
 研究者番号：40440812

研究成果の概要：

本研究は、アメリカ合衆国における「学校評価」の方法と評価結果の政策利用のあり方に関して、米国内・各学区の教育行政局への調査訪問を踏まえて明らかにしている。

始めに日本で一様に「評価」と訳される複数の語の定義を確認し、米国で一般に理解される「外部評価・内部評価」の概念を検証した。事例対象とした①ミルウォーキー市学区 ②ケンブリッジ市公立学校区 ③デザートサンズ統一学校区 ④マイアミ・デード郡学区の「学校評価システム」では「評価項目」に多様性が見られるものの、NCLB法の影響により「州テスト」が評価の軸とされている。一方、「州テスト」で評価指標となる「習熟レベル」の設定方法については、州の教育行政局が主導となり、各学区の現場教員を召集して基準設定を行う。これらの「学校評価」は、「教員免許法」の改定と州立大学教育学部の教育課程にも改革をもたらした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	770,000	0	770,000
2008年度	510,000	153,000	663,000
総計	1,280,000	153,000	1,433,000

研究分野：教育制度論、教育行政学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：学校評価 外部評価 内部評価 アメリカ合衆国 学力テスト

1. 研究開始当初の背景

日本においては、平成14年4月に施行された小学校設置基準において、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされ、保護者に対する情報提供を積極的に行うこととされた。平成18年3月には、文科省が「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を作成し、各学校や設置者の取り組みの参考に供した。さらに、平成19年には学校教育法、学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表と、評価結果の設置者への報告に関する

規定が設けられた。これらの法改正を踏まえ、2008年1月にはガイドラインを改訂して、高等学校および特別支援学校を包括した「学校評価ガイドライン」が作成された。新しいガイドラインでは、各学校による「自己評価」と「学校関係者評価」に加えて、当該学校とは直接関係のない専門家による「第三者評価」も提唱された。

こうしてわが国において「学校評価」の方法が検討される段階で、米国においては、連邦政府が推進する「落ちこぼれをつくらぬ法(No Child Left Behind Act of 2001)」の

下で学力テスト結果を軸とした「学校評価」を実施し、学力向上に失敗した学校に対しては、学校経営の民間会社への業務委託等の「矯正・制裁策」を導入するという施策を進めている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、アメリカ合衆国における「学校評価制度」の方法と評価結果の政策利用のあり方を検討することにある。

米国においては、連邦政府が「学力テスト」の結果を「学校評価(School Evaluation)」の一環として最重要視し、その利用を推進している。本研究では、そうした連邦政府の施策に関して、州(State)の各学区(District)がいかなる理念の下に学区内の「学校評価システム」を構築しているのか、また「評価結果」に関してどのような政策利用しているのか、米国内学区の実践事例を収集して、「学区評価」のあり方に関して総合的な分析を行い、学区主導の「学校評価システム」のあり方を究明することを第一の目的とする。

第二に、日本における「学校評価の実態」と推進課題を踏まえて、米国連邦政府の推進する「落ちこぼしをつくらない法(No Child Left Behind Act)」に基づく学校評価の実態と「評価結果」の政策利用の勧告に関して、各自治体の学区はいかに対応しているのか調査を進めることを目的とする。米国の「学校評価システム」のあり方を提示し、わが国の教育評価制度のあり方を考える手がかりとしたい。

3. 研究の方法

(1)「学校評価」の方法についての調査・分析

①「外部評価」と「内部評価」の方法の調査分析:

各学区がどのような目的で、いかなる学校評価システムを導入しているか、特に「外部評価」と「内部評価」の関連性に焦点を当て、資料収集と分析を行う。

②学力調査の方法とその実施運営に関する調査・分析:

連邦政府による「落ちこぼれ防止法」では、州内統一学力調査の実施とその「学校評価」におけるその利用が勧告されたが、各学区はどのような形式の学力調査を実施しているのか調査を行う。特に、学力テストの業者と行政のかかわりと、その作成過程における「内容基準(Content Standard)」の設定方法に着目して、学力テストの方法を検討する。また、学力テスト実施後の「成果基準(Performance Standard)」の設定方法に関してもいかなる手順と合意を経て、「到達基準」として

いる「習熟レベル(Proficiency level)」の基準を設定しているのかその過程を明らかにする。

③「学校評価」の実施に関する資金の流れ、財政分析:

初等・中等教育法(Elementary and Secondly Education Act: ESEA)に基づく連邦政府の各学区への補助金が「学校評価システム」の運営にどのように利用されているか、調査・分析を実施する。

(2)「学校評価」結果の政策利用に関する調査・分析

各学区は、「学校評価システム」で得た評価結果をどのように政策に利用しているのか以下の観点から調査・分析を実施する。

①「学校評価」結果の悪い学校に対する、政策に関する調査

「学校評価」の結果で「失敗している学校」と判断された学校、連邦教育省の勧告を参照すれば、「適切な年度間の進歩(Adequate Yearly Progress)」に失敗している学校に対して、学区はどのような制裁措置(Sanctions)または矯正措置(Corrective Actions)を実施しているか。

特に各学区が「失敗校」に課した「学校改善計画(School Improvement Plan)」に関して、その支援のあり方に着目した。

②「学校選択制」との関連

学校選択の導入が進む学区においては、「学校評価システム」はどのように位置づけられているのか、「評価結果」の公表のあり方と、「評価結果で失敗している学校」の生徒・親に促される「学校選択」に関して選択後の成果分析も含めて調査・分析を進める。

③「学校評価」で「失敗している学校」への州・学区の介入措置(Interventions)

「学校評価」における失敗校への「矯正措置」としては、民間会社によるチャータースクール化や、州の経営などが連邦政府の勧告では促されたが、実際にはどの程度の介入措置が行われているか、それに対する学区行政局と市民の理解に関する調査を実施する。

④チューター制度などの利用による、「補助教育サービス(Supplemental Education Services)」の実施について

「学校評価で失敗している学校」の生徒に対して各学区が実施する「補助サービス」による支援体制について調査を行った。

(3)米国自治体の「学校評価」と政策利用の

あり方の調査においては、以下の学区の教育行政局で、「学校評価」を担当する教育行政局員に聴き取り調査と資料収集を行った。

学区 1: ミルウォーキー市公立学校区・ウィスコンシン州

学区 2: ケンブリッジ公立学校区

学区 3: デザートサンド統一学区

学区 4: マイアミ・デード郡公立学校

4. 研究成果

(1) 「学校評価システム」の制度的枠組み

① 学校評価の定義

(i) Accountability

(ii) Evaluation

(iii) Assessment

(iv) Measures

日本で一様に「評価」と訳されてきた上記の4語間には、制度・概念上の違いが存在する。

(i) Accountability は、Evaluation の結果を一般に公開しながら、結果・現在起こっている事実をどのように理解し、今後自分たちがどう変化していくべきかを提示するものである。Evaluation の結果を踏まえて行う「評価の最終段階」である。

(ii) Evaluation は、①設定した目標に到達しているかどうか、②目標到達の手段・方法を今後継続していくか、あるいは変えるかを、測定結果を伴った(3)Assessmentを踏まえて、総合的に判断する段階と理解される。

(iii) Assessment は教育実践成果の成功を判断する段階である。

(iv) Measures は、(3)Assessment(成果の判断)を行うために使用する「測定値・指標(Indicators)」を意味する場合が多い。

(2) 「内部評価(Internal Assessment)」・「外部評価(External Assessment)」の定義:

評価主体が「学校」・「学区」・「州」の何れとなるかで定義は異なる。学区教委(District Board)が主体となって各学校の「学校評価」を「アカウントビリティ・レポート(Accountability Report)」として公表していることが多い現在は、以下の「学校評価」形態が一般的である。

① 外部評価: 「州教委」が実施する、州の学力テストを測定値(Measures)とする評価

② 内部評価: 「学区教委」が評価主体となり、州内あるいは学区内の統一学力テスト・

出席率・学校環境(School Climate:教育欲・安全・学校への親しみ・意思決定への参加)等を測定値とする評価。

(3) 4 学区の学区教委による「学校評価」

4 学区が公開している各学校のアカウントビリティ・レポートに記載された「学校評価」の評価項目は以下の通りである。

① ミルウォーキー公立学校区

1. 州テスト成績
2. 学内成績・退学率
3. 出席率・進級率・高校卒業率
4. 原級留置率・無断欠席・停学・大学授業受講率
5. 州テスト成績の付加価値分析

② ケンブリッジ市公立学校区

州テスト成績
学内成績:4教科でA・Bの割合
停学・出席率
懇談会への親の参加率
大学入学資格試験受験率
英語学習者の州英語試験合格率

③ デザード・サンズ統一学区

停学率と退学処分生徒の割合
学級規模
授業時間数
学校在籍者数と出席率
地域の取り組みに関する参加率
州テストの成績
体育実技の州テスト結果
教員評価
学校のリーダーシップ
教員の任用資格について
教員の研修とカリキュラム改善状態
支出と州・連邦予算によるサービス受託状況
教員給与の比較

④ マイアミ・デード郡学区:州基準による「学校評価」を実施

州テスト成績
リーディング・数学・作文・理科
下位層の成績の伸び率
学区の学校評価は、州の基準に拠るテスト成績のみが対象となる。

(4) 学校評価・学力テスト結果の政策利用

① 学校評価における「NCLB法の評価規定」の準用

各学区の「学校評価」では、NCLB法規定により州テスト結果に基づいた「適切な年間進歩(Adequate Yearly Progress)」の有無が公開されている。AYPの成否については、

A: 州テストに95%以上参加すること

B：州テストで当該年度の目標値に到達すること

C：各生徒集団が改善目標に到達すること

D：出席率・卒業率の目標値到達する

$$A Y P = A + (B \text{ または } C) + D$$

として、生徒集団(全体/人種別/外国語学習者/無料給食受給者)別に「適切な年間進歩」の有無(Y・成功/N・失敗)で評価が表記される。

② 「要改善校」の指定と制裁・矯正措置

「適切な年間進歩」に2年度以上連続して失敗した学校は、「要改善校」に指定される。

調査対象学区の2006-07年度の要改善校数は以下の通りで、連邦政府が要請する「学校評価の基準」についてはその到達の困難さが明示される。

- ・ミルウォーキー公立学校区：総計32校(学校総数212校の15%)
- ・ケンブリッジ市公立学校区：総計9校(学校総数15校中の65%)
- ・デザートサンド統一学校区：総計10校(学校総数30校中の33%)

③ 要改善校への矯正措置としての「補習教育」：民間業者のサービス導入

「要改善校」の生徒に対しては、「学校選択」と「補助教育サービス(Supplemental Education Services)」が提供される。

「補習教育」として実施されているのは、

- ① 英語・数学のチューター指導
- ② 放課後の補習授業
- ③ 夏休みの補習授業

であるが、現時点での利用率は学校選択と共に低い。その原因としては、学校選択に関しては「(NCLB以外の)選択制」の利用が既に普及していることや、「親の教育への無関心」が指摘されている。

「補習教育」のサービス提供では、民間業者による教育サービスが導入されているが、学区教育局による「事前審査」ならびに、実践開始後のチェック体制としての「インボイス(In Voice)」制度が導入された。インボイスでは、各業者による「指導時間・指導内容」等が厳しくチェックされる。

「要改善校」の指定が5年度以上継続すると、当該学校に対する「教職員の再編成」と、州政府・他の団体による「支配権取得(テークオーバー)」が段階を経て実施される。

(5) 「州統一学力テスト」の「評価基準」の設定について

① 「州統一テスト」のスタンダード

各州で学校評価の主軸となっている

「州テスト」は、各州が独自に設定する教育課程の基準としての「アカデミック・スタンダード(State Academic Standards)」に基づいて作成される。当スタンダードは「教育内容(content)スタンダード」と「成果(performance)スタンダード」で構成されている。

州テストの結果については、「教育課程のスタンダード」をどの程度習得しているかを測定するために、州テスト結果に関して「習熟のスタンダード(proficiency standards)」が設定される。

連邦政府のNCLB法の規定では、2014年度までに全ての生徒が「習熟のレベル(Proficiency Level)」に到達することが明示されているが、特に、生徒の社会経済階層や人種といった条件に関わらず、全ての生徒に「基準到達」を義務づけた。

② 習熟のスタンダード(Proficiency Standard)の設定方法

州テスト成績の「評価基準」となる、「習熟のスタンダード」は、①Advanced

② Proficient ③ Basic ④ Minimal

Performanceの4つのレベルからなるが、

州内の学校で実際に授業を担当する教員が中心となって組織する委員会が決定している。

ウィスコンシン州とマサチューセッツ州が実施している当該委員会による「評価基準」の設定は、それぞれ

「ブック・マーク(Book Mark)メソッド」と「ボディ・オブ・ワーク(Body of Work)」と呼ばれるが、

州の教育局が主導となって州内の各学区から多数の教員が召集され、成績評価の設定に関する作業を行っている。

(i) ブック・マーク(ウィスコンシン州・カリフォルニア州で実施)

評価基準の設定委員会には、各学年・各教科について、それぞれ20人がパネリストとして参加する。

ラウンド1:

パネリストとなった各教員は、当年度に実施されたテスト問題を実際に解答し、各問題の難易度について、「普通(Basic)・習熟(proficient)・上級(Advanced)」の3段階を設定する。その際には、生徒集団らによる実際の正答率も参考にされる。

ラウンド2:

小グループに分かれ、ラウンド1の個人による難易度設定を基にグループ内で「各問題の難易度」を設定する。生徒集団の正答率も参考にしながら進められる。

ラウンド3:

パネリスト全体で「各問題の難易度」を決定し、審議を踏まえて難易度順に問題を並べて、最終段階の「ブック・マーク」を完成する。「普通・習熟・上級」を決定するカットスコア(Cut Score:得点範囲)が設定されるが、「普通」に得点が届かない「失敗(Failing)」も含め、各生徒の得点について4段階評価が下される。

(ii) ボディ・オブ・ワーク(マサチューセッツ州実施)

州の教育行政局が主導となって、「評価基準」の設定委員会を組織し、州内の各学区から、各教科について学年ごとにパネリストが16~23人選出される。

ラウンド1:

パネリスト1人に対して51人の生徒集団(フォルダー:folder)の得点・成績が提示される。パネリストは集団内の成績を基に、「改善を要する(Needs Improvement)・習熟(Proficient)・上級(Advanced)」の3段階の評価基準となる得点範囲を定める。

ラウンド2:

20人のパネリストが各自で設定した評価基準を持ち寄り、グループ内で「改善を要する(Needs Improvement)・習熟(Proficient)・上級(Advanced)」の3段階の評価基準となる「得点範囲」を決定する。

ラウンド3:

「特典範囲」に関して各段階の近似値の調整を実施して、他学年のそれとの比較をしながら、委員会全体として「評価基準」の適切性を審議する。

③ 特徴と問題点

州テスト結果に関する「習熟のスタンダード(Proficiency Standard)」設定に関しては、ウィスコンシン州とカリフォルニア州が実施する「ブック・マーク」メソッドが、州内の各教員による「習熟レベル」設定に委ねられた基準の設定方法であるのに対して、マサチューセッツ州の「ボディ・オブ・ワーク」は、生徒集団の得点によって「習熟レベル」を決定する、「集団準拠」方法に拠る設定方法を取っている。

特に、マサチューセッツ州の集団準拠型の方法では「習熟レベル」は毎年ほぼ似た基準となり、連邦政府から義務付けられている「習熟レベル」への「全員到達」は極めて困難である。

また、(1)「習熟レベル」の到達が困難な「最下位の生徒層」と既にレベルに到達している「最上位の生徒層」はどんなに成績が伸びても「学校評価」に結果が反映さ

れず、(2)「習熟レベル」の近似値の生徒を多く抱える学校は生徒のわずかな伸びで「改善」が評価される。上記の点を踏まえても、「習熟レベル以上の割合」を測定値とする「州テストに依存した」学校評価の評価方法をめぐる問題点が指摘できる。これらの問題に対処するため、ミルウォーキー市学区の学校評価においては、評価項目に「付加価値測定(Value-Added-Approach)」を加え、生徒集団別の成績の伸びを測定してその成長率を評価するという「新たな指標」を導入している。

(6) 学区の「学校評価システム」に対応した「大学教員養成課程」の改革

NCLB法が推進する「州テスト」を軸にした「学校評価」の導入は、教員養成課程を持つ州立大学の「教育課程編制」にも影響を及ぼしている。例えば、ウィスコンシン州と同州の州立大学の教員養成課程は以下のような改革を実施した。

① ウィスコンシン州の教員免許法の改定

NCLB法の規定に伴い2004年、州政府は質の高い教員(Highly Quality Teachers)の獲得・保持を求めて州法を改正したが、これはPI34と呼ばれる。PI34が規定する「教員免許法の改定」は①教員養成 ②教員免許更新 ③免許レベル・範囲の拡大の3点に及ぶものである。

特に①②に関しては、「教員の質の向上」と力量形成を目的として、ウィスコンシン州の教員のスタンダード10条(Ten Wisconsin Teacher Standards)が制定された。このスタンダードが、専門職としての教員の力量を形成していく過程での規準・指針となる。教員免許については、「初期の教員」「専門職としての教員」「マスター教員」のキャリア段階に応じて3種に分かれるものとなった。

② 州立大学における教員養成課程の教育課程と評価制度の改革

NCLB法規定によって、テスト結果を指標とした「学校教育の評価」とアカウントビリティが問われる教育改革が実施されたのを契機として、特に、州立大学の教育学部の教員養成課程では教育課程において以下のような改革を実施した。

(i) テスト成績改善を促す教員養成課程教育

質の高い教員(Highly Quality Teachers)養成を目標とする大学教育機関として、全ての学生に対して、教育

実習を実施する前に、
「PRAXIS I」「PRAXIS II」と呼ばれる教育内容と教科の専門知識に関する資格試験の合格を義務づけた。試験合格が困難な学生に対しては、チューターや支援センターのサービスが実施されている。

(ii) 「教員スタンダード」の到達に関する 評価方法の規定

ミルウォーキー市の公立学校区のように、テスト成績の改善が困難な地域に配属されることの多い教員を養成する教育学部にあつては、実習先の指導教員との協力の下で、指導学生に対する「教員スタンダード」の到達を評価する制度が新たに導入された。

教育学部の学生に対する最終的な評価は、以下の3段階で実施される。

- ① PRAXIS II (指導内容に関する専門的知識に関する試験)
- ② 学生(教育実習生としての)評価：
実習先の学校と大学の指導教官
- ③ ポートフォリオ(指導計画やレポートなど)

教員養成課程の学生の力量をチェックするためのこれらの評価は「初期教員資格(Initial Teacher License)」を取得するための条件に組み入れられている。

5. 主な発表論文等

[学会発表] (計 1 件)

成松美枝 アメリカ合衆国の自治体学区における「学校評価システム」の調査・研究、日本教育行政学会、平成20年10月11日、東京大学大学院

6. 研究組織

(1) 研究代表者

成松美枝 (NARIMATU MIE)

愛知東邦大学・人間学部・講師

研究者番号:40440812